



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
11月10日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 人事委員会公告

令和2年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)一特別募集(化学・建築・電気(電気工学)・機械)一公告.....	1
令和2年度滋賀県任期付職員採用試験(一般事務)公告.....	3

人事委員会公告

令和2年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)一特別募集(化学・建築・電気(電気工学)・機械)一公告

令和2年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)一特別募集(化学・建築・電気(電気工学)・機械)一を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和2年11月10日

滋賀県人事委員会委員長 桂 賢

1 試験区分および採用予定人員

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
化学	1人程度	知事部局の本庁各課または環境事務所、琵琶湖環境科学研究センターなどの地方機関等	環境・衛生等に関する行政事務および関連する試験・検査等の業務
建築	1人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所などの地方機関等	建築の設計・監督・検査、建築確認等の業務および関連する行政事務
電気(電気工学)	1人程度	知事部局の本庁各課または下水道事務所などの地方機関等	電気設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務
機械	1人程度	知事部局の本庁各課または下水道事務所などの地方機関等	機械設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

イ 平成11年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者または令和3年3月31日までに大学を卒業する見込みの者

(イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 第1次試験

- (1) 試験日 令和3年1月10日(日)
- (2) 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)
- (3) 方法 大学卒業程度の筆記試験(教養試験および専門試験)および適性検査を、次の方法により行います(200点満点)。
 - ア 教養試験(配点100点) 各試験区分を通じて、択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。40問出題、全問必須解答とします。
 - イ 専門試験(配点100点) 各試験区分を通じて、択一式により、それぞれの試験区分(職種)に必要な専門的知識および能力について筆記試験を行います。30問出題、全問必須解答とします。試験区分別の出題分野は、別表のとおりです。
 - ウ 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)
- (4) 第1次試験合格者の発表 令和3年1月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

4 第2次試験

- (1) 日時および場所 令和3年1月下旬に大津市内で行う予定です。詳しい日時、場所等は、第1次試験の合格者に通知します。
- (2) 方法 第1次試験の合格者に対して、論文試験および口述試験を、次の方法により行います(400点満点)。
 - ア 論文試験(配点100点) 識見、思考力、表現力等について試験を行います。
 - イ 口述試験(配点300点) 人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(600点満点)。

- 5 最終合格者の発表 令和3年2月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

- (1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用は、原則として、令和3年4月1日の予定です。ただし、本人の意向を確認した上で、それ以前の採用となることがあります。
- (2) 給料は、月額202,852円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和2年4月1日現在のものです。
- (3) 平成11年4月2日以降に生まれた者で、大学卒業見込みを要件として受験したものが、所定の時期までに大学を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。
- (4) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

7 受験手続および受付期間

- (1) 受験の申込み
 - ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。
 - イ インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和2年12月9日(水)午後5時までに滋賀県人事委員会事務局に電話で問い合わせてください。
 - ウ 身体に障害があり、特別の措置(車椅子の使用や拡大文字による受験等)を必要とする場合は、必ず申込みの際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。なお、申込受付期間中に連絡がない場合は、特別措置の対応はできません。
 - エ 受験申込みは、一つの試験区分に限ります。受験申込受理後は、試験区分の変更はできません。
- (2) 受付期間 令和2年11月16日(月)午前9時から令和2年12月16日(水)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、「受験票送付メール」を送信しますので、受験票をダウンロードして印刷・加工してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)に基づき口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位 ならびに教養試験および専門試験の各正答数	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表の日から1か月間	

別表

試験区分	出題分野
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
電気(電気工学)	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作

令和2年度滋賀県任期付職員採用試験(一般事務)公告

令和2年度滋賀県任期付職員採用試験(一般事務)を次のとおり行います。この試験は、滋賀県任期付職員として、一般事務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和2年11月10日

滋賀県人事委員会委員長 桂 賢

1 試験区分および採用予定人員

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
一般事務	5人程度	知事部局の本庁各課または地方機関、各行政委員会事務局等	一般行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

(1) 平成15年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 任用期間

採用日	任用期間(予定)
令和3年4月1日	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

4 第1次試験

(1) 試験日 令和3年1月10日(日)

(2) 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

(3) 方法 教養試験を次の方法により行います(200点満点)。

択一式により、公務員として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識および文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力について、高等学校卒業程度で筆記試験を行います。

(4) 第1次試験合格者の発表 令和3年1月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

5 第2次試験

(1) 日時および場所 令和3年1月下旬の日曜日に滋賀県庁で行う予定です。詳細は、第1次試験の合格者に通知します。

(2) 方法 第1次試験の合格者に対して、口述試験を次の方法により行います(300点満点)。

人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(500点満点)。

6 最終合格者の発表 令和3年2月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

7 採用および給与

(1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用は、原則として令和3年4月1日の予定です。

(2) 給料は、高校卒は月額166,517円(地域手当を含みます。)、短大卒・高専卒は月額178,341円(地域手当を含みます。)、大学卒は月額195,864円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和2年4月1日現在のものです。

(3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

8 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和2年12月9日(水)午後5時までに滋賀県人事委員会事務局に電話で問い合わせてください。

(2) 受付期間 令和2年11月16日(月)午前9時から令和2年12月16日(水)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、「受験票送付メール」を送信しますので、受験票をダウンロードして印刷・加工してください。

9 試験結果の開示 この試験の結果については、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)に基づき口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点、順位および正答数	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表の日から1か月間	

- 10 その他 任期付職員への採用は、滋賀県職員(任期の定めのないもの)への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。

